



発行 新潟県

**第 93 号**

令和6年11月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

63 新潟県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則（畜産課）

告 示

- 1253 広域連合の規約の変更許可（市町村課）
- 1254 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 1255 介護保険法による指定介護老人保健施設又は介護医療院の指定（高齢福祉保健課）
- 1256 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 1257 介護保険法による指定介護老人保健施設又は介護医療院の施設廃止届（高齢福祉保健課）
- 1258 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 1259 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 1260 家畜伝染病予防法に基づく消毒方法の実施（畜産課）
- 1261 漁業災害補償法による加入区の変更設定（水産課）
- 1262 公共測量の終了通知（監理課）
- 1263 公共測量の実施通知（監理課）
- 1264 公共測量の実施通知（監理課）
- 1265 道路の占用を制限する区域の指定（道路管理課）
- 1266 道路の区域変更（道路管理課）
- 1267 道路の供用開始（道路管理課）
- 1268 道路の区域変更（道路管理課）
- 1269 道路の供用開始（道路管理課）
- 1270 道路の区域変更（道路管理課）
- 1271 道路の区域変更（道路管理課）
- 1272 道路の供用開始（道路管理課）
- 1273 道路の区域変更（道路管理課）
- 1274 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 1275 港湾施設の指定（港湾整備課）

公 告

- 一般競争入札の実施（管財課）
- 公聴会の開催の中止（都市政策課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 新潟県立病院診療材料調達業務委託に係る公募型プロポーザル提案者の募集（病院局業務課）

選挙管理委員会規程

13 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）



新潟県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第63号

新潟県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

新潟県養蜂振興法施行細則（昭和39年新潟県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前																																													
<b>別記</b> <b>第1号様式（第2条関係）</b> 蜜蜂飼育届 (略) 郵便番号 住 所 電話番号 メールアドレス フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名) (略) 1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>飼育蜂群数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち日本蜜蜂 )</td> </tr> </table> 2 年蜜蜂飼育計画 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>飼育予定最大計画蜂 群数</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち日本蜜蜂 )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち日本蜜蜂 )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち日本蜜蜂 )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち日本蜜蜂 )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち日本蜜蜂 )</td> <td></td> </tr> </table>		(略)	飼育蜂群数		(うち日本蜜蜂 )	(略)	飼育予定最大計画蜂 群数	(略)		(うち日本蜜蜂 )			(うち日本蜜蜂 )			(うち日本蜜蜂 )			(うち日本蜜蜂 )			(うち日本蜜蜂 )		<b>別記</b> <b>第1号様式（第2条関係）</b> 蜜蜂飼育届 (略) 住 所 電話番号 氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名) (略) 1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>飼育蜂群数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> 2 年蜜蜂飼育計画 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>飼育予定最大計画蜂 群数</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(略)	飼育蜂群数			(略)	飼育予定最大計画蜂 群数	(略)															
(略)	飼育蜂群数																																														
	(うち日本蜜蜂 )																																														
(略)	飼育予定最大計画蜂 群数	(略)																																													
	(うち日本蜜蜂 )																																														
	(うち日本蜜蜂 )																																														
	(うち日本蜜蜂 )																																														
	(うち日本蜜蜂 )																																														
	(うち日本蜜蜂 )																																														
(略)	飼育蜂群数																																														
(略)	飼育予定最大計画蜂 群数	(略)																																													
備考 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等 が望ましい。 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる 情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経		備考																																													

度)を記入すること。番地及び号のみでは巣箱の配置場所を特定し難い場合は、緯度及び経度の記入に代えて地図の添付等でも可とする。

3 (略)

4 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する(第三者への提供を含む)。

第2号様式(第2条関係)

蜜蜂飼育変更届

(略)

備考 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する(第三者への提供を含む)。

第3号様式(第3条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

(略)

郵便番号  
現住所  
通信連絡場所  
電話番号  
メールアドレス  
フリガナ  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(略)

(略)	最大計画蜂群数	(略)
	(うち日本蜜蜂)	
	(うち日本蜜蜂)	
	(うち日本蜜蜂)	
	(うち日本蜜蜂)	
	(うち日本蜜蜂)	

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度)を記入すること。番地及び号のみでは巣箱の配置場所を特定し難い場合

1 (略)

2 飼育場所は、字、番地まで記入すること。

3 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

第2号様式(第2条関係)

蜜蜂飼育変更届

(略)

備考 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

第3号様式(第3条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

(略)

現住所  
通信連絡場所  
電話番号  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(略)

(略)	最大計画蜂群数	(略)

備考

- 1 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。

<p>は、緯度及び経度の記入に代えて地図の添付等でも可とする。</p> <p>3 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する(第三者への提供を含む。)</p>	<p>2 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。</p>
---	---

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1253号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、新潟県後期高齢者医療広域連合の規約の変更を次のとおり許可した。

令和6年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 規約の主な変更内容

被保険者証等の廃止に伴い文言を整理するとともに、広域連合と関係市町村の処理する事務についても併せて整理する。

2 施行年月日

令和6年12月2日

3 許可年月日

令和6年11月29日

◎新潟県告示第1254号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

令和6年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	南魚沼市民病院訪問介護事業所	新潟県南魚沼市六日町2643番地1	南魚沼市病院事業	令和6年10月1日
訪問介護	医療法人徳新会 山北徳新会介護センター	新潟県村上市勝木1340番地1	医療法人徳新会	令和6年10月1日

◎新潟県告示第1255号

介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項(又は第107条第1項)の規定により、介護老人保健施設(又は介護医療院)の開設を次のとおり許可した。

令和6年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

施設の名称	所在地	開設者	サービスの種類	許可年月日
介護老人保健施設 和の里	新潟県村上市勝木1340番地1	医療法人徳新会	介護老人保健施設	令和6年10月1日
山北徳新会介護医療院	新潟県村上市勝木1340番地1	医療法人徳新会	介護医療院	令和6年10月1日

◎新潟県告示第1256号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項(又は第115条の5第2項)の規定により、指定居宅サービ

事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
デイサービスセンターえみふる	新潟県柏崎市東本町2丁目5番16号	株式会社ケンブリッジ	通所介護	令和6年7月18日	令和6年8月31日
デイサービス大豆	新潟県上越市大豆1丁目5番32号	有限会社涛真会	通所介護	令和6年7月12日	令和6年8月31日
訪問介護ステーションライズワン上越	新潟県上越市岩木2140番地3	株式会社RiseOne	訪問介護	令和6年8月29日	令和6年9月30日
山北徳洲会介護センター	新潟県村上市勝木1340番地1	医療法人徳洲会	訪問介護	令和6年8月31日	令和6年9月30日
デイサービス汐彩	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜5372番地	社会福祉法人博愛仁志会	通所介護	令和6年9月27日	令和6年9月30日
社会福祉法人燕市社会福祉協議会 介護サービス室	新潟県燕市吉田日之出町1番1号	社会福祉法人燕市社会福祉協議会	訪問入浴介護	令和6年9月25日	令和6年10月31日

#### ◎新潟県告示第1257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項（又は第113条第2項）の規定により、介護老人保健施設（又は介護医療院）の開設者から次のとおり施設の廃止の届出があった。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
介護老人保健施設優和の里	新潟県村上市勝木1340番地1	医療法人徳洲会	介護老人保健施設	令和6年8月30日	令和6年9月30日
山北徳洲会介護医療院	新潟県村上市勝木1340番地1	医療法人徳洲会	介護医療院	令和6年8月29日	令和6年9月30日

#### ◎新潟県告示第1258号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	1者	上高関スワ前529番1ほか6筆 2.2ha
胎内市	1者	大塚五斗蒔242番ほか2筆 1.3ha
新潟市	4者	南区牛崎木株通1203番1ほか19筆 1.8ha
五泉市	2者	刈羽中丸544番1ほか18筆 1.8ha
長岡市	1者	中之島五十刈1543番1 0.1ha
魚沼市	1者	中島江添762番1ほか2筆 0.3ha
佐渡市	2者	畑野畑沖1378番2ほか2筆 1.0ha
合計	12者	56筆 8.5ha

2 認可年月日

令和6年11月29日

◎新潟県告示第1259号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
胎内市富岡字下川原1060番	田	1,196

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。配偶者と子は、いない。  
これらのことから、このままでは、対象農地が耕作されずに遊休化する可能性が高い。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年4月	5年	59,480円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和6年12月13日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第1260号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定による消毒を次のとおり実施する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため
- 2 実施する区域  
新潟県一円
- 3 実施の期日  
令和6年11月29日から令和7年3月31日まで
- 4 実施の対象となる家きんの種類及び範囲  
県内で鶏を100羽以上の鶏、あひるを飼養する農場
- 5 消毒方法  
県の家畜防疫員の指示するところにより、消石灰等を農場内（鶏舎の周囲及び農場外縁部）に散布する

◎新潟県告示第1261号

平成16年5月18日新潟県告示第1272号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。  
なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和7年1月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和6年12月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
真野湾 ・相川 加入区	佐渡漁業協同組合の地区のうち旧真野漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧二見漁業協同組合及び旧稲鯨漁業協同組合の区域	1 定置漁業及び10トン以上の漁船により <u>営む漁業</u>	真野湾 ・相川 加入区	佐渡漁業協同組合の地区のうち旧真野漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧二見漁業協同組合及び旧稲鯨漁業協同組合の区域	1 定置漁業
		2 10トン未満の漁船により営む漁業であつて旧真野漁業協同組合の地区の者が行う漁業			2 10トン以上の漁船により <u>営む漁業</u>
		3 10トン未満の漁船により営む漁業であつて旧稲鯨漁業協同組合の地区の者が行う漁業			3 10トン未満の漁船により営む漁業であつて旧真野漁業協同組合の地区の者が行う漁業
		4 10トン未満の漁船により営む漁業であつて旧二見漁業協同組合の地区の者が行う漁業			4 10トン未満の漁船により営む漁業であつて旧稲鯨漁業協同組合の地区の者が行う漁業
					5 10トン未満の漁船により営む漁業であつて旧二見漁業協同組合の地区の者が行う漁業

◎新潟県告示第1262号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(2級基準点測量)
- 2 作業期間 令和6年9月12日から令和6年10月4日まで
- 3 作業地域 新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮野 地内

◎新潟県告示第1263号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、見附市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(車載写真レーザ測量(MMS)による画像データ・レーザ点群データ計測)
- 2 作業期間 令和6年11月11日から令和7年3月3日まで
- 3 作業地域 新潟県見附市の付図の範囲

◎新潟県告示第1264号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸農政局新津郷用水農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和6年11月11日から令和7年2月5日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市秋葉区北潟地内

◎新潟県告示第1265号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の占用を制限する区域  
 次の表に掲げる道路の区域(道路法第18条第1項の規定による道路の区域の変更により令和6年11月30日以降に道路の区域となった箇所を含む。)

道路の種類及び路線名	区 域
一般国道117号	中魚沼郡津南町大字上郷大井平(一般国道117号との交点)から同郡同町大字芦ヶ崎(一般国道117号との交点)まで
一般国道253号	南魚沼市野田(県道欠ノ上五日町線との交点)から同市余川(一般国道17号との交点)まで
一般国道289号	燕市小高(市道中央通小高線との交点)から同市小高(市道中央通佐渡線との交点)まで
一般国道289号	三条市笠堀(県道仙見守門公園線との交点)から同市塩野淵(大江道路事業起点)まで
一般国道289号	三条市塩野淵(大江道路事業起点)から同市葎谷(福島県境)まで
一般国道350号	佐渡市新穂皆川(県道多田皆川金井線との交点)から同市千種(県道金井畑野線との交点)まで



一般国道402号	長岡市寺泊大町(一般国道402号との交点)から 同市寺泊白岩(一般国道402号との交点)まで
一般国道403号	加茂市大字下条(市道下条矢立境線との交点)から 三条市柳川新田(県道塚野目代官島線との交点)まで
一般国道404号	長岡市要町1丁目(県道長岡中之島見附線との交点)から 同市西宮内1丁目(県道山田中潟線との交点)まで
一般国道404号	長岡市塚野山(一般国道404号との交点)から 同市千谷沢(一般国道404号との交点)まで
一般国道459号	東蒲原郡阿賀町向鹿瀬(県道角島鹿瀬線との交点)から 同郡同町日出谷(旧日出谷小学校入口)まで
県道新潟小須戸三条線	三条市上須頃(三条MIZBEステーション)から 同市上須頃(一般国道8号との交点)まで
県道長岡栃尾巻線	加茂市寿町(一般国道403号との交点)から 同市大字加茂(一般国道403号との交点)まで
県道新発田津川線	新発田市五十公野(市道七軒町下川原線との交点)から 東蒲原郡阿賀町白崎(一般国道49号との交点)まで
県道新発田津川線	東蒲原郡阿賀町川口(白川道路事業起点)から 同郡同町吉津(一般国道49号との交点)まで
県道新潟村松三川線	東蒲原郡阿賀町谷沢(県道三川インター線との交点)から 同郡同町黒岩(一般国道49号との交点)まで
県道塩沢大和線	南魚沼市長森(市道長森下村線との交点)から 同市麓(一般国道291号との交点)まで
県道佐渡一周線	佐渡市沢崎(市道沢崎線との交点)から 同市江積(市道小木半島巡環線との交点)まで
県道燕分水線	燕市蔵関(県道桜町小池線との交点)から 同市下栗生津(一般国道116号との交点)まで
県道鯨波宮川線	刈羽郡刈羽村大字井岡(市道柏崎内方井岡線との交点)から 同郡同村大字刈羽(一般国道116号との交点)まで
県道上越高田インター線	上越市大字島田(一般国道18号との交点)から 同市大和3丁目(県道上越脇野田新井線との交点)まで
県道南長岡停車場線	長岡市千歳1丁目(市道東幹線1号線との交点)から 同市東大町(一般国道17号との交点)まで
県道中条乙線	胎内市羽黒(一般国道7号との交点)から 同市本郷(県道笹口浜中条線との交点)まで
県道辰巳中興線	佐渡市八幡(一般国道350号との交点)から 同市八幡(市道八幡幹線3号線との交点)まで
県道米倉板山新発田線	新発田市新富町1丁目(一般国道290号との交点)から 同市本町1丁目(県立新発田病院)まで
県道綱代浜新発田線	北蒲原郡聖籠町諏訪山(町道山諏訪山蓮潟線との交点)から 同郡同町大夫(県道新潟新発田村上線との交点)まで
県道島見新発田線	北蒲原郡聖籠町藤寄(一般国道7号との交点)から 同郡同町大夫興野(一般国道113号との交点)まで
県道大面保内線	三条市月岡4丁目(三条市総合運動公園)から 同市東大崎2丁目(一般国道289号との交点)まで
県道黒俣越後下関停車場線	岩船郡関川村大字上関(一般国道113号との交点)から 同郡同村大字下関(関川村役場)まで
県道笹口浜中条線	胎内市笹口浜(一般国道113号との交点)から 同市本郷(県道中条乙線との交点)まで
県道坂井猪子場新田線	三条市猪子場新田(市道工業団地線との交点)から 同市猪子場新田(一般国道8号との交点)まで

県道十日町千手線	十日町市本町6の1丁目(一般国道117号との交点)から 同市本町6の1丁目(道の駅クロス10十日町)まで
県道滝谷三和線	長岡市高畑町(一般国道17号との交点)から 同市上条町(市道東幹線7号線との交点)まで
県道金井畑野線	佐渡市千種(一般国道350号との交点)から 同市寺田(県道両津真野赤泊線との交点)まで
県道礼拝長岡線	柏崎市西山町内方(市道柏崎内方井岡線との交点)から 長岡市大積田代町(一般国道8号との交点)まで
県道桜町小池線	燕市大曲字長田(県道燕分水線との交点)から 同市小池(小池第二工業団地)まで
県道長岡中之島見附線	長岡市要町1丁目(一般国道404号との交点)から 同市殿町2丁目(一般国道352号との交点)まで
県道長岡中之島見附線	長岡市撰田屋町(市道宮内2号線との交点)から 同市要町1丁目(一般国道404号との交点)まで
県道長岡中之島見附線	長岡市高見町(市道東幹線76号線との交点)から 同市灰島新田(一般国道8号との交点)まで
県道塚野目代官島線	三条市塚野目6丁目(一般国道403号との交点)から 同市大宮新田(一般国道403号との交点)まで
県道三川インター線	東蒲原郡阿賀町谷沢(県道新潟村松三川線との交点)から 同郡同町あが野南(三川インターチェンジ)まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設けられる電柱(占有の制限を開始する日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限を開始する日

令和6年12月20日

◎新潟県告示第1266号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 352号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市下折立字赤ノ川表国有林265林班い小班から	新	14.2~26.2メートル	195.6メートル
同市下折立字赤ノ川表国有林265林班い小班まで	旧	13.5~22.5メートル	195.6メートル

◎新潟県告示第1267号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・

行政課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間  
魚沼市下折立字赤ノ川表国有林265林班い小班から同市下折立字赤ノ川表国有林265林班い小班まで
- 3 供用開始の期日 令和6年11月29日

#### ◎新潟県告示第1268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市下折立字赤ノ川表国有林265林班い小班から	新	13.0～39.5メートル	143.9メートル
同市下折立字赤ノ川表国有林265林班い小班まで	旧	13.0～21.2メートル	143.9メートル

#### ◎新潟県告示第1269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間  
魚沼市下折立字赤ノ川表国有林265林班い小班から同市下折立字赤ノ川表国有林265林班い小班まで
- 3 供用開始の期日 令和6年11月29日

#### ◎新潟県告示第1270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坊金虫川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市安塚区坊金字サンデ4606番1から 同市安塚区坊金字サンデ4609番1まで	新	10.8～26.7メートル	38.5メートル

	旧	8.7～15.7メートル	38.5メートル
--	---	--------------	----------

◎新潟県告示第1271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地

- ・行政課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上路市振停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字上路字高木1285番3から	新	6.4～41.0メートル	397.1メートル
同市大字市振字荒沢1613番6まで	旧	5.0～41.0メートル	396.8メートル

◎新潟県告示第1272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地

- ・行政課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 上路市振停車場線
- 2 供用開始の区間  
糸魚川市大字上路字高木1285番3から同市大字市振字荒沢1613番6まで
- 3 供用開始の期日 令和6年11月29日

◎新潟県告示第1273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市北狄391番1から	新	10.0～33.9メートル	198.0メートル
同市北狄383番1まで	旧	9.2～12.8メートル	198.0メートル

◎新潟県告示第1274号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年11月29日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和6年11月11日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
燕市吉田西太田字札木710番の内、 711番の内、712番の内	6.00	54.86

### ◎新潟県告示第1275号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

令和6年11月29日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種 類	名 称	位 置	数量及び能力
荷さばき施設	東埠頭1号荷さばき地	北蒲原郡聖籠町東港3丁目地内	面積 A=4,435.82㎡ 構造 アスファルト舗装
	東埠頭2号荷さばき地	北蒲原郡聖籠町東港3丁目地内	面積 A=3,988.86㎡ 構造 アスファルト舗装
保管施設	東埠頭2号野積場	北蒲原郡聖籠町東港3丁目地内	面積 A=19,103.36㎡ 構造 コンクリート舗装

## 公 告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県庁舎低濃度PCB廃棄物無害化処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年11月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件名  
新潟県庁舎低濃度PCB廃棄物無害化処理業務委託
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から令和8年3月16日（月）まで
  - (4) 委託場所  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
  - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告に係る入札参加資格確認申請書等を提出した日から入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の4第1項に基づき低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定を受け、無害化処理の方法が分解・洗浄であること。
- (7) 平成31年4月1日以降に分解・洗浄の方法による無害化処理を対象機器の保管場所で履行した実績があること。

## 3 入札説明書の交付等

### (1) 入札説明書の交付場所

入札説明書の交付は、本公告の日から新潟県総務部管財課ホームページで公開する。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanzai/>

### (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

### (3) 問い合わせ先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務部管財課庁舎設備班

電話:025-280-5066

Eメール [ngt010080@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt010080@pref.niigata.lg.jp)

## 4 入札の日時及び場所

### (1) 日時

令和7年1月16日(木) 午前11時

### (2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁16階入札室

## 5 その他

### (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号、以下「規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

### (4) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を令和6年12月18日(水)午後5時までに、本公告に示した入札参加資格を証明する書類を添付して、上記3(3)の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

入札に参加を希望する者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### (6) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った

者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(9) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of specific services:

Niigata Prefectural Office Low-concentration PCB waste detoxification processing outsourcing [1] set

(2) Deadline for application to confirm eligibility to bid:

5:00 P.M. (Wed.) December 18, 2024

(3) Date of bid opening:

11:00 A.M. (Thu.) January 16, 2025

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Property Administration Division

Department of General Affairs

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL:025-280-5066

E-mail: ngt010080@pref.niigata.lg.jp

---

**公聴会の開催の中止について（公告）**

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、上越都市計画の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

令和6年11月29日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 中止となる公聴会の日時

令和6年12月5日（木） 午後7時から

2 中止となる公聴会の開催場所

上越市役所木田第一庁舎401会議室

（上越市木田1丁目1番3号）

**病院局公告**

**一般競争入札の実地について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院駐車場除排雪業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年11月29日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
新潟県立新発田病院 駐車場除排雪業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所  
新潟県立新発田病院、新潟県立リウマチセンター及び新潟県立新発田病院付属看護専門学校 駐車場
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 医療法(昭和23年法律第205号)第15条の2に基づき、同法施行規則第9条の13に規定する要件に適合した者であること。
- (7) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 957-8588  
新潟県新発田市本町1丁目2番8号  
新潟県立新発田病院経営課経営係  
電話番号 0254-22-3121 内線2519

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和6年12月11日(水)午前10時00分  
新潟県立新発田病院 5階 大会議室

## 5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は令和6年12月10日午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和6年12月10日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

## 6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項



この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) 暴力団の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

---

**新潟県立病院診療材料調達業務委託に係る公募型プロポーザル提案者の募集について(公告)**

新潟県立病院診療材料調達代行業務委託の受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとし、次のとおり希望する者の参加を募集する。

令和6年11月29日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立病院診療材料調達業務委託

(2) 実施病院

新潟県立がんセンター新潟病院

新潟県立新発田病院

新潟県立リウマチセンター

新潟県立中央病院

新潟県立十日町病院

新潟県立坂町病院

(3) 委託期間

令和7年3月1日から令和10年2月29日まで

ア 導入準備業務(契約締結後～令和7年2月28日)

イ 物品調達業務(令和7年3月1日～令和10年2月29日)

ただし、導入準備業務の終期及び物品調達業務の始期について、何らかの理由により変更を必要とする場合は必ずその旨を提案書に明記すること。

(4) 診療材料全般の調達業務

ア 実施病院が指定する材料についての見積業務

イ メーカー及びディーラー等との価格交渉及び結果報告

ウ メーカー及びディーラー等からの購入、代金支払い等

エ 新規材料の提案、同種同効品の整理、院内調整、関係者へのヒアリング、その他診療材料に関する業務全般の支援

オ 物品マスタメンテナンス等の電算管理業務

(5) 要求水準

「新潟県立病院診療材料調達業務仕様書」記載のとおり

(6) その他

新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院、新潟県立中央病院が現在加盟している一般社団法人日本ホスピタルアライアンスの共同購入を継続するかどうかは実施病院の判断とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 単独事業者又は複数事業者のコンソーシアム（共同事業体）であること。ただし、一応募者の代表事業者又は構成事業者が、他の応募者の代表事業者又は構成事業者となることはできない。

(2) 令和6年4月1日現在、新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「医療機器類」に登録されていること。（コンソーシアムの場合は、少なくとも代表事業者が当該名簿に登録されていること。）

(3) 本業務を受託するに当たり、以下の関係法令に基づく資格等を有していること。（コンソーシアムの場合は、少なくとも代表事業者が該当すること。）

ア 医薬品医療機器等法第39条に規定する高度医療管理機器等の販売業の許可

イ 医薬品医療機器等法第26条に規定する医薬品の卸売一般販売業の許可

ウ 毒物及び劇物取締法第4条の2に規定する毒物及び劇物の一般販売業の登録

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(6) 次のいずれかに該当するものは応募者となることができない。

ア 国税及び地方税を滞納している者

イ 本県の指名停止基準に該当し、指名停止処分を受けている者

ウ 令和6年10月1日以降、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者

(7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害する入札を行った者でないこと。

(8) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(9) 新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院、新潟県立中央病院が加盟する一般社団法人日本ホスピタルアライアンスの共同購入に必要な諸手続き、運用に協力できること。

ただし、当該要件は一般社団法人ホスピタルアライアンスの共同購入と競合する削減手法の提案を妨げるものではなく、募集要項3(5)に示すとおり、実施病院の判断により他の手法を採用することができる。

3 手続等

(1) 実施要項等の交付

ア 交付期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月13日（金）

土日祝日を除く、各日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

6 問い合わせ窓口を参照

ウ 交付方法

交付場所での直接交付とする。（郵送による交付は行わない。）

(2) 参加申込の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和6年12月13日（金）午後5時まで（郵送の場合は12月13日（金）必着）

イ 提出場所

6 問い合わせ窓口を参照

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

(3) 質問書の提出期限、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 提出期限

(ア) 参加資格に関する質問：令和6年12月5日（木）

(イ) 提案書等に関する質問：令和6年12月13日（金）

イ 提出場所

6 問い合わせ窓口を参照

ウ 提出方法

実施要項及び仕様書等についての質問は、質問書を電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後に提出先まで電話にて受信確認を行うこと。

エ 回答方法

質問に対する回答は、以下の日程までに電子メールにより参加申請書提出者全員に送付する。なお、質問の回答は、本要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(ア) 参加資格に関する質問：令和6年12月9日(月)

(イ) 提案書等に関する質問：令和6年12月20日(金)

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和6年12月26日(木)午後5時まで(郵送の場合は12月26日(木)必着)

イ 提出場所

6 問い合わせ窓口を参照

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。

4 審査及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立病院診療材料調達業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、提出された提案書及びヒアリング等の内容から総合的に評価して、最も優れた提案を行った者及び次点者を選定委員会において特定する。なお、審査にあたって、提案内容の確認を必要とする場合は、別途実地調査等を実施する。

(2) 結果の通知

選定委員会の審査結果は、各提案者に文書をもって通知する。なお、審査結果についての問合せには一切応じない。

5 その他留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項に規定する要求水準等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 著作権

応募者が提出する書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、実施病院が必要とするときは、応募者の承諾を得て提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(4) 使用する言語、通貨単位等

応募に関して使用する言語は、日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 提出書類の取り扱い

提出された書類は字句の誤り以外は訂正不可とする。また、同一提案者が2以上の提案をすることはできない。なお、提出された書類は一切返却をしない。

(6) 営業活動の制限

応募者は、募集要項の公告から受託予定者の選定が終了するまでは、選定委員会委員及び事務局、新潟県病院局に対する本件業務に関する営業活動は一切禁止する。

(7) 失格要件

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 契約締結までに、参加資格要件を欠くこととなった場合又は欠くことが判明した場合。

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。

(8) その他

ア 本プロポーザルにあたり提供する資料等は本件業務に係る参加資格審査書類、企画提案書及び業務経費見積書のみ使用に限り、本件業務以外での使用は一切認めない。

6 問い合わせ窓口

新潟県病院局業務課業務管理係（診療材料業務委託担当）

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-280-5557

電子メール [ngt400020@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt400020@pref.niigata.lg.jp)

## 選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第13号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
南魚沼市	(略)	(略)	南魚沼市	(略)	(略)
	(略)	(略)		<u>南魚沼市立ゆきぐに大和病院</u>	<u>南魚沼市浦佐4115</u>
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。